

危険木判定表

1 使用法

様式1の危険木診断表の各項目について調査し、表にまとめる。

また、容姿診断については表1により、健康診断については表2により判断し、表3により危険度評価を行う。

(1) 診断の方法

診断は各調査木について、地上部の容姿を主体とする容姿診断基準(表 - 2)及び傷、腐朽の程度にもとづく健康診断基準(表 - 3)により行う。

表 - 1 容 姿 診 断 基 準

診断項目	樹木の見方	ラ ン ク			
		1	2	3	4
樹形	樹幹の傾斜、曲がりの有無等全体が自然樹形か	自然樹形である 幾分乱れている	かなり乱れている	著しく乱れている	自然樹形でない
梢頭・枝の枯損や折れ	枯枝等の有無	少しあるが目立たない	かなり多い	著しく多い	枯死している
枝葉の密度	樹木全体の枝葉密度のバランスがとれているか	全体に密、一部疎	全体にやや疎	著しく疎	着葉が見られない
葉の色・形・大きさ	健全木と比較した場合	正常、幾分悪い	かなり悪い	著しく悪い	葉が縮み変色している
病虫害	病状、害虫の出現	病虫害の疑いあり	被害が確認できる	被害が著しい	枯死に近い
剪定	樹幹を整える剪定が適切か	適度の剪定	強度の剪定	著しい剪定	主幹が切断されている

表 - 2 健 康 診 断 基 準

診断項目	ラ ン ク			
	1	2	3	4
傷	傷がない 傷があっても小さい(1~2個)	傷が大きい 小さい傷が多い 傷が深い 傷が生長に影響ある	傷が幹周の1/3 程度の広がり 傷が幹径の1/3 程度の深さ 傷が生長に著しく影響ある	傷が幹周の1/2 以上の広がり 傷が幹径の1/2 以上の深さ 根切等により 20度以上傾斜 倒木の恐れがある
腐朽	腐朽が認められない	腐朽が初期で幹の浅い部分 腐朽が生長に影響ある	腐朽が幹周の1/3 程度の広がり 腐朽が幹径の1/3 程度の深さ 腐朽が生長に著しく影響ある	腐朽が幹周の1/2 以上の広がり で末期症状 根幹全体の腐朽が著しい 風により倒木の 恐れがある

(2) 評価の方法

各調査木について、容姿診断・健康診断の結果から、表 - 4 の評価基準に従い、健全、やや注意、要注意、危険の4ランクに区分して総合評価し、さらに危険をやや危険、かなり危険に細分化する。

表 - 3 評価基準

評価	内容
1 健全	樹幹・枝条に剥皮などの損傷があっても、軽微で範囲が小さい。 腐朽が認められない。
2 やや注意	損傷程度が大きい。 腐朽が初期段階で、樹幹の浅い部分にとどまっている。
3 要注意	損傷が幹周の1/3程度の広がり、もしくは幹径の1/3程度の深さである。 腐朽が幹周の1/3程度の広がり、もしくは幹径の1/3程度の深さである。 樹勢の衰えが著しい
4、5 危険木	損傷が幹周の1/2程度の広がり、もしくは幹径の1/2程度の深さである。 腐朽が幹周の1/2以上の広がり、末期腐朽状態である。 地下部の根系全体が末期腐朽状態である。 放置すれば倒木の危険がある。

5 かなり危険木と4 やや危険木の区分

5 かなり危険木

樹幹や根株の損傷、腐朽が末期的症状になるまで進み、そのため健全部が少なく、倒伏の危険性がかなり高くなっているものを、樹木の形や衰退度なども考慮して、かなり危険木とする。

4 やや危険木

樹幹や根株の損傷、腐朽が進んでいるが、まだ、比較的厚い健全部があるなど、末期的症状に至らず、倒伏の危険性が緩和されているものを、樹木の形や衰退度なども考慮して、やや危険木とする。